

宗教2世から見た宗教リテラシーの問題

横道 誠¹

本論文は「宗教2世」の救済という現実的課題の解決を目標とし、(A) 医療職・心理職、(B) 学校・教育関係者、(C) 著名人・知識人・研究者のそれぞれにとっての「宗教リテラシー」がどのようなべきか考察し、具体的に提言する。

¹ よこみちまこと：京都府立大学文学部准教授

はじめに

2022年7月8日、安倍晋三元首相銃撃事件が発生した。容疑者として確保された山上徹也は、母親のとある宗教への入信が生育歴の背景として存在したこと、その宗教に安倍が協力姿勢を取ってきたことに恨みを抱いて犯行に至ったことを供述した。この結果、問題の宗教に該当する旧・統一教会（現在は改称して「家庭連合」。以下、たんに「統一教会」と表記する）と政治の癒着問題および宗教2世問題がにわかに政治的・社会的スキャンダルとして世相を騒がせるようになった。

それから同年年末に至るまで、統一教会2世の顔役として注目を集めた小川さゆりや、事件以前から粘りよく統一教会と自由民主党の癒着の問題を追及してきた鈴木エイトの活躍もあって、「宗教2世」は2022年後半の日本人にとって喫緊の問題と見なされるようになり、年末にはこの言葉が「ユーキャン 新語・流行語大賞」のベストテンに入賞した。

宗教2世問題が注目を集めたのは、なによりも政治的争点になったからだが、2022年12月に至って、成立まで「被害者救済法案」と呼ばれていた「法人等による寄付の不当な勧誘の防止等に関する法律案」が国会で可決され、こども家庭庁から各都道府県知事・各市町村長に宛てた「宗教の信仰等に関係する児童虐待等への対応に関するQ&A」が通達され、報道は一挙に沈静化した。政府・与党としてはこの問題が政治的争点のまま翌年（2023年）を迎えないことをめざして、迅速に動いたと思われる。

だが「被害者救済法案」は、その正式名称が伝えるとおおり、おもに統一教会を標的とした高額献金によるトラブル防止を目的としたものにほかならず、宗教2世の根本的救済を図るものではなかった。「Q&A」は評価できる点も多いが、どのくらいの効力を発揮できるか未知数の部分が多い。にもかかわらず、2023年に入って宗教2世に関する報道は激減してしまった。報道が加熱していた半年ほどの期間、宗教2世問題の当事者として新聞、テレビ、雑誌、ラジオ、インターネットメディアなどにのべ70回ほど（転載等も含む）出演した筆者も、事件から1周年

になる頃には、この問題に関してコメントを求められることはほとんどなくなった。一部のマスコミ関係者からは、「毎年この時期（7月）には、取材で忙殺されるようになりますよ」と予言されていたものの、すでに1周年の時点でそのような取材はほとんど皆無という結果に終わった。

このような状況を受けて、今後の宗教2世問題を憂えつつ、筆者は本論文を発表する。

1. 前提の整理

1.1. 宗教2世とは誰か

「宗教2世」という語は、みずからの判断で入信した「宗教1世」の対義語にほかならない。したがって実際には、信者になった1世から数えて3世、4世、5世なども「宗教2世」の範疇に含まれる。この点は多くの人から反論されることがないと思われるが、しかし宗教2世の正確な定義と人口規模が問題になると、定説と言えるものはない。

事件以前から宗教2世問題の学術的考察に取りくんできた塚田穂高は、「宗教2世」とは「特定の信仰・信念をもつ親・家族とその宗教的集団への帰属のもとで、その教えの影響を受けて育った子ども世代」のことだと要約する¹⁾。塚田は、日本には1割程度の「自覚的信仰者」がいるという先行研究を踏まえつつ、かつ第2世代以降の信者は第1世代より多くなっていると考えられることから、ざっと考えて宗教2世は600万人以上、誤差を考えても数百万人にのぼると推計する²⁾。

ところが、荻上チキが率いる社会調査支援機構チキラボが2022年にオンラインで実施した宗教2世問題に関するアンケート調査では、回答者が創価学会2世428名、エホバの証人2世168名、統一教会47名、その他335名という内訳を示している³⁾。各宗教団体の信者規模が異なるため、それぞれの教団でどのくらいの割合の人が関心を抱いてアンケートに答えたかはわからないにせよ、少なくとも創価学会、エホバの証人、統一教会という3つの教団の2世たちが多くの声をあげようとしたことはまちがいない。

このアンケートに答えた人が1,131名というのは、塚田が想定した「数百万人」から考えれば、いかにも少ない数ではないだろうか。これはどのように考えれば良いだろうか。第一には、宗教の熱心な信者たちは、しばしばインターネットと相性が悪いということがあるかもしれない。じぶんたちの信仰を相対化する危険が大きいオンライン空間をさまざまな宗教が遠ざけようとしている。第二には、塚田が想定したのは「第2世代以降の信者」だが、じぶんたちが「宗教被害」を受けたと認識し、声をあげたいと思っている者になると、その数はグッと小さくなるということが言えるかもしれない。第三には、「宗教被害」を受けつつも、宗教2世問題をじぶんの問題とは認識できていない層があるだろうことは見逃せない。越高陽介は「お寺の子が住職や住職の妻になる以外の将来を展望すると、「お仏飯で育ったのだから仏様に恩返ししなさい。ばちが当たるよ」ということを言われ、住職になる以外考えてはいけなように思いこまされる。この「お仏飯で育ったんだから」という殺し文句は、多くの寺院に生まれた子どもを僧侶の道に進ませている」と指摘し、伝統宗教にも宗教2世問題が存在することに注目を促している⁴⁾。「宗教2世」問題が新宗教に属することとして、みずからの宗教2世問題に気づくに至らない伝統宗教の2世たちは、かなりの数にのぼると想像される。

「宗教2世」に似た言葉に、「カルト2世」があり、包括範囲が重なりつつも異なっている。「宗教2世」には非宗教的団体（たとえば自己啓発セミナー、スピリチュアル系、陰謀論団体）の2世や、マルチ商法にハマった親の子どもは含まれないが、「カルト2世」にはそれらの2世が含まれる。逆に伝統宗教の2世は「カルト2世」と呼ばれないが、上で述べたように、彼らもしばしば「2世問題」の当事者なのだ。本論文では「宗教2世」を扱うが、筆者はこの言葉を「伝統的宗教も含めた宗教一般のカルト的側面に苦しめられた2世」を指すものと定義したい。言いかえれば、「伝統宗教か新宗教かを問わず「宗教被害」と呼びうるものによって苦しんだ2世（以降の世代の）信者」を「宗教2世」と呼びたい。

本論文は実践的な救済活動を目的としている。塚田が示したように

「宗教 2 世」の範囲を「宗教被害」の有無を無視して規定すれば、たしかに学問的には妥当な措置と言えるだろうが、実践的救済活動の役には立ちづらくなるという問題がある。既存の宗教研究がしばしば陥ってきた宗教が絡んだ社会問題に対する日和見主義を踏襲することは避けたい。

1.2. 本論文の「宗教リテラシー」

本論文は「宗教リテラシー」を問題にする。「宗教 2 世」と同じく、「宗教リテラシー」も広く認められた語義を獲得できていない。

櫻井義秀は、宗教リテラシーに関する 2007 年の論文のなかで、「信教の自由に関わるリスクを公共性の問題と関わらせながら考察する講義を一般教育科目としてこの十年近く実施してきた」と語り、その理念を示している。すなわち、①グローバル化が進行する現代社会で、宗教的文化・信念にそって生きる人々を理解することは国際交流の上で必要だということ、②反グローバリズムの宗教運動（ファンダメンタリズム、宗教的過激主義、カルト運動等）が発生しているために、現代社会と宗教運動との関わりをマクロな視点から認識する必要があるということ、③カルト問題に関して、特定教団と地域社会の対立（アーレフ信者の居住問題など）、特定教団の信者と家族の葛藤（脱会カウンセリングをめぐる軋轢など）が発生しており、立場や利害関係に応じて複数の「正しさ」があるという社会の複雑さと多面性を認識する必要があることだ⁵⁾。櫻井の立場では、これらの問題に関する読解力を高めることが、「宗教リテラシー」を涵養することを意味する。

山中弘と藤原聖子が 2013 年に提唱した「宗教リテラシー」はずっと素朴な見立てを持つ。この言葉は「社会生活のさまざまな場面で遭遇する事態に対し、適切に対処するための判断材料となる宗教知識、ならびにその運用能力である」と定義され、「異なった宗教の人たちとの「つきあい」という具体的で実践的な個々の文脈の中で宗教知識をどう運用するのか」が問題だと位置づけられる⁶⁾。他方、島藺進は 2023 年に「いま、新しいかたちでの「宗教の学び」が求められていると私は思います。それは、特定の宗教の教えについて知識を深める、あるいは体得していく

というタイプの学びではなく、宗教とは何かについて知る、すなわち「宗教リテラシー」を身につけるというタイプの学びです」と述べて、「宗教リテラシー」を宗教の普遍的読解力として規定しようとする⁷⁾。

本論文で扱う「宗教リテラシー」の意味は、きわめて限定されている。それは「宗教被害」を受けた宗教2世の救済にとって益する読解力（リテラシー）のことだ。そのような宗教上の「リテラシー」を、さまざまな立場の人に獲得してほしいと本論文は求める。

2. 医療職・心理職のリテラシー

2.1. 宗教的トラウマ症候群とトラウマインフォームドケア

岸見一郎と古賀史健がアドラー心理学を翻案しながら紹介した『嫌われる勇氣』は国内外で500万部以上が売れたと言われる。展開される対話で「トラウマは、存在しない」と宣言され、過去が現在に影響を及ぼすことは否定しないにせよ、主体的な決定によっていくらでも新しい人生を切りひらくことができるという前向きなヴィジョンが示される⁸⁾。この「自己啓発」がビジネスパーソンたちの心を捉えた。トラウマを過小評価して恥じないこの種の疑似科学的書物が絶大な人気を果したことから、日本社会がトラウマの問題を過小評価しているさまが透けて見えるのではないだろうか。

一般的に、精神疾患を有する人のトラウマへの曝露率は68.5～97%であると報告されていて、きわめて高い⁹⁾。宗教2世として心を病んだ人は、トラウマによって苦しんでいる。その症状は、2010年代初頭にマレーネ・ワイネルが提唱した「宗教的トラウマ症候群」(Religious Trauma Syndrome, RTS)として説明できる。ワイネルによると、この症候群の症状には(1) 混乱、意思決定の困難、自分自身で考えることへの苦慮、人生の意味や方向性の欠落、自意識の未発達、(2) 「この世」にいるという不安、パニック発作、天罰を受けるのではないかという恐怖、抑鬱状態、希死念慮、怒り、苦々しい思い、裏切られた感覚、罪悪感、悲嘆や喪失感、感情表現の難しさ、(3) 睡眠障害、摂食障害、薬物

乱用、悪夢、完璧主義、性的なものに対する嫌悪感、否定的な身体イメージ、衝動を制御できないという問題、喜ぶのが難しいこと、いまここに存在することの困難さ、(4) 家族と社会的ネットワークの崩壊、孤独、社会との関わり方の問題、人間関係の悩ましさがある¹⁰⁾。

この「宗教的トラウマ症候群」を一般的な医学的言説に結びつければ、「宗教被害によって発症した複雑性 PTSD」と規定することができる。複雑性 PTSD とは何か。まず、心的外傷後ストレス障害 (PTSD) という精神疾患があり、これは恐怖や脅威にさらされることで発症し、再体験 (フラッシュバック)、記憶の回避、持続的な過警戒を特徴としている¹¹⁾。これに対して複雑性 PTSD (CPTSD) は、恐怖や脅威に晒される期間が長期的で反復的に渡ることによって発症し、症状としては、PTSD の症状をすべて満たすほかに、情動の調節障害、否定的自己概念、対人関係の困難が付属する¹²⁾。この「複雑性 PTSD」への対応が、宗教 2 世にとって回復の鍵になるわけだが、残念ながら根治療法などは開発途上にある。

ワイネルと同時期に、ジャネット・ヘムリックが「宗教的児童マルトリートメント」(Religious Child Maltreatment) という概念を提唱した。「マルトリートメント」は「不適切な処遇」を意味する。ヘムリックによると、それは「宗教的な文書や教義をともなった虐待的な肉体的懲罰を正当化すること」「子どもたちを危険な宗教的儀式に参加させること」「宗教的権威を利用して子どもたちを虐待し、彼らを沈黙させておくこと」「神の介入を信じることで、子どもたちに必要な医療を施さないこと」「怒れる神、罰する神、永遠の地獄堕ち、悪魔つきや悪霊つきといった宗教的観念で子どもたちを脅すこと」「子どもたちに有罪を宣告し、彼らにうしろめたく恥ずかしいと感じさせること」「宗教的権威の背景を精査することなく、その権威のために時間を割き、他方で子どもたちの安全を疎んじること」「子どもたちに宗教的観念を植えつけること」「宗教または宗教団体のイメージを守ろうとして、児童虐待について認識せず、報告しないこと」などによって構成される¹³⁾。挙げられた事例は多くの宗教 2 世が体験した出来事に属する。

「宗教的児童マルトリートメント」は、より一般的な医学的・心理学的

言説に結べば、「逆境的小児期体験」(Adverse Childhood Experience, ACE)に該当するだろう。この体験に該当する体験は「継続的に身体的な暴力を受けていた」「継続的に心理的な暴力を受けていた」「アルコール・薬物乱用者が家族にいた」「母親が暴力を受けていた」「慢性的鬱病・精神疾患・希死念慮のある人が家庭にいた」「両親の片方または両方がいなかった」「家族に服役中の人があった」「親に無視されていた」「親に生活上の世話をしてもらえなかった」「性的な暴力を受けていた」という10項目から成りたっていて、4項目以上該当すれば、逆境的小児期体験のない人に比べて、自殺リスクは12倍に跳ねあがるとされる¹⁴⁾。宗教2世は逆境的小児期体験の当事者にほかならず、自殺リスクにさらされている。

逆境的小児期体験の結果として、子どもたちの生理的反応システムが過剰または長期に活性化する影響を受け、身体に摩耗と損傷をもたらす「毒性ストレス」(toxic stress)を浴びることが指摘されている¹⁵⁾。この「毒性ストレス」によって、人間の脳が実際に変質するという研究も報告されている。頻繁に身体的虐待を受けた人は、そうでない人に比べて感情や思考をコントロールし、行動抑制力に関わる前頭葉の容積が小さいこと、児童期に性的虐待を受けた人は、そうでない人に比べて後頭葉にある記憶を呼びおこす視覚野のサイズが小さいことなどが報告されてきた¹⁶⁾。この小児期逆境体験によって、複雑性PTSD——最初の提唱者はジュディス・ハーマン——が発生するのだが、それはベッセル・ヴァン・デア・コークが唱えた、虐待やネグレクトを含む幼少期のトラウマがストレス障害をもたらすという精神疾患「発達性トラウマ障害」(developmental trauma disorder, DTD¹⁷⁾)に等しい。

結局のところ宗教的トラウマ症候群、複雑性PTSD、逆境的小児期体験、発達性トラウマ障害からの回復が宗教2世の精神的・心理的課題ということになるが、ではどのように回復できるのか。ジョン・ボウルビイは、子どもの健全な成長には母と子のあいだの愛着(アタッチメント)の形成が決定的に重要と説明し、この愛着こそが子どもにとって「心の安全基地」になるため、精神疾患にかかった場合には、安全基地

を「信頼できる仲間」とのあいだに確保することで、回復に向かうことができる」と論じた¹⁸⁾。これは「愛着理論」(アタッチメント理論)として広く支持されている。しかし宗教2世を含めて、逆境的小児期体験を経て、複雑性PTSDを罹患した子どもは、過酷な体験によって生き物に生まれつき備わっているレジリエンス(弾力的回復力)が破壊されてしまっている。それに手当をほどこし、本来のレジリエンスを復旧させるために、トラウマインフォームドケアと呼ばれる考え方がある。眼の前の相手には深刻なトラウマ(心的外傷)がありうると想定した上で対処するケア方針のことだ。

野坂祐子は、井戸の水が安全で毒性のものでないかを確かめる公衆衛生と同じように、子どもが生活する場所で与えられたトラウマを検査し、毒物を浄化するようなものとしてトラウマインフォームドケアが広まって欲しいと願っており¹⁹⁾、筆者は全面的に同意する。だが、そのケアをどこで得られるのか。

2.2. 自助グループから学べること

トラウマインフォームドケアの基本原則は、身体的・心理的安全性の確保、意思決定の透明性と信頼の構築、ピアサポートの提供、相談者とサービス提供者の対等な協働、レジリエンスやトラウマからの回復力を信じるエンパワメント、偏見・固定観念・歴史的トラウマに対する認識と対応の6つとされている²⁰⁾。

このうち自助グループが、直接的には「ピアサポートの提供」を、ただし工夫次第では6つのすべてを提供することができる。自助グループの参加者は、安心安全な場で、透明かつ信頼感のある語りを実現し、当事者同士による対等なコラボレーションによってエンパワメントを果たし、因習的・伝統的観念からの解放を促進することができるからだ。

自助グループでは、参加した当事者それぞれがじぶんりのペースで、じぶんりのカバー範囲で過酷なトラウマ体験を言語化することで、じぶん自身の主導権をトラウマ的記憶から取りもどしていく。その際、もっとも避けるべきことは、トラウマの増強(トラウマの再演、再

トラウマ化) だろう。じぶんの体験を聞いてもらい、また仲間の体験も聞いて、言語化を進めていくため、「当事者仲間」(ピア) の存在が決定的に重要になるものの、他方でこの「仲間」は不用意な発言によって、ほかの仲間のトラウマの増強を発生させかねない危険因子でもある。そこで自助グループは万全のグラウンドルールを設定し、安心安全な場を実現しなければならない。

自助グループは本来「アルコールリクス・アノニマス」(AA) などの依存症治療グループとして始まった。「アノニマス」系のグループは、みずからの「無力」を認め、心身を「神」あるいは「ハイヤーパワー」に委ねることで、信仰心によって嗜癖を脱して回復していくというモデルを取り、12段階の過程を歩むため、「12ステップ系」とも呼ばれる。ミーティングでは、当事者の語り(分かちあい)に対していっさいの応答(感想、意見、質問など)を振りむけない「言いっぱなし、聞きっぱなし」のスタイルを取っているが、これによって安心安全の場を担保できる。

しかし、「神」や「ハイヤーパワー」を前提にする回復モデルは、「宗教被害」に苦しんだ宗教2世にはおおむね不適切だ。筆者は現在(2023年9月)、合計10種類の自助グループを主催しているが、ほとんどの場合では当事者研究を、一部でオープンダイアローグ的な対話実践を実施している。当事者研究とは、なんらかの問題の当事者がみずからの「苦勞」の仕組みを仲間と共同研究する取りくみだ。オープンダイアローグとは、なんらかの当事者が問題を語り、それを聞いた家族、知人、仲間が当事者の前で意見交換するという精神療法だ。これらの対話をつうじて当事者は生きのびるための知恵を入手し、世界観を刷新する。当事者以外の参加者による不適切な発言を防ぐために、筆者は京都でやっている自助グループで、以下のルールを設定している。

自分自身で、共に
傾聴
守秘義務

入退室自由
自分にも他人にも優しく
他者を否定しない
説教しない
助言は提案として

それぞれの項目の具体的意図については、拙著『唯が行く！』を参照していただきたいが²¹⁾、いずれにしても医療職・心理職の支援者たちはこのような自助グループ活動を見学するなどして、効果的な当事者（患者、クライアント）支援を模索していただければと願う。

3. 学校・教育関係者のリテラシー

3.1. Q&Aと統一教会、エホバの証人、創価学会

前述したこども家庭庁の「Q&A」²²⁾は、文書名が謳うとおり、「宗教の信仰等に関する児童虐待等」を標的とする。

原則はこう記される。「児童相談所や市町村においては、児童の権利条約第14条において、児童の思想、良心及び信教の自由について児童の権利を尊重すべきことが定められていることや、児童の場合には必ずしも自由意思の下で宗教等を信仰しているとは限らないこと等も踏まえ、宗教等の信仰に関する事案についても、児童虐待に該当する行為が疑われる場合には迅速に対応することが求められる」。「宗教虐待」という言葉は使われていないが、実質的にそれを問題化しているという点で評価できる。

問題となる「児童の権利条約」（日本は1994年に批准）の第14条第1項には、「締約国は、思想、良心及び宗教の自由についての児童の権利を尊重する」と明記してある²³⁾。以下、荻上チキ編『宗教2世』（前述）で特に焦点化されていた創価学会、エホバの証人、統一教会との関係を踏まえて、宗教2世の自助グループを主宰してきた者としてかんたんに解説を施したい。

「～をしなければ/すれば地獄に落ちる」、「滅ぼされる」などの言葉や恐怖をあおる映像・資料を用いて児童を脅すこと、恐怖の刷り込みを行うこと、児童を無視する・嫌がらせをする等拒否的な態度を継続的に示すことで、宗教活動等への参加を強制することや進路や就労先等に関する児童本人の自由な決定を阻害すること（保護者の同意が必要な書類への署名や緊急連絡先の記入の拒否等を含む。）は、いずれも心理的虐待又はネグレクトに該当する」。これらの体験に関して、創価学会、エホバの証人、統一教会いずれの2世も声をあげてきたことだ。宗教的教義によって子どもに恐怖や脅威を与え、導くことは「Q&A」で虐待だと規定された。

「児童に対し、その年齢や発達程度からみて、社会通念上一般的であると認められる交友を一律に制限し、児童の社会性を損なうような場合には、ネグレクトに該当する。また、交友や結婚を制限するための手段として、〔略〕脅迫や拒否的な態度を継続的に示すことや、児童の友人や教師など児童と交友関係を持つ者を「敵」、「サタン」その他これらに類する名を称すること等により、児童に対して強い恐怖心を与えることは心理的虐待に該当する」。これらの体験に関して、とくにエホバの証人と統一教会の2世が声をあげてきた。宗教的教義にもとづいて一般社会を悪と見なし、交友を制限することは「Q&A」で虐待だと規定された。

「社会通念に照らして児童の年齢相応だと認められる娯楽等について、宗教等を理由に一律に禁止することは心理的虐待に該当する。また、宗教団体等が認めたもののみ限定する行為についても、それが教育上の配慮等に基づく合理的な制限と認められるものでなければ、宗教の信仰等を理由とするものであっても、児童の自由意思を損ねる行為として心理的虐待に該当する」。これらの体験に関して、とくにエホバの証人と統一教会の2世が声をあげてきた。宗教的教義にもとづいて娯楽に悪の要素を見て、子どもたちがそれを楽しむのを制限することは「Q&A」で虐待だと規定された。

「理由の如何にかかわらず、児童を叩く、鞭で打つなど暴行を加えることは身体的虐待に該当する」。「理由の如何に関わらず、医療機関の受

診を合理的な理由無く認めない行為や、医師が必要と判断する医療行為（手術、投薬、輸血等）を受けさせないこと（輸血を拒否する旨の意思表示カード等を携帯することを強制することを含む。）は「ネグレクトに該当する」。「児童本人が進学を希望し、世帯の経済的状況等に鑑みて進学が可能である（奨学金等の支援を活用する場合も含む。）にもかかわらず、宗教上の教義等を理由とし、

- ・「～をしなければすれば地獄に落ちる」など児童を脅すこと
- ・「世界は破滅するので、学校に行くことは無駄である」など諦めさせようとする事
- ・児童を無視する、経済的な援助を拒む等拒否的な態度を継続的に示すこと

により進学を禁止するような行為は心理的虐待に該当する」。これらの体験に関して、とくにエホバの証人 2 世が声をあげてきた。宗教的教義にもとづいて、子どもを鞭で打つ、緊急時の輸血を禁止する、大学への進学を否定するなどの行為は「Q&A」で虐待だと規定された。

「Q&A」の通達に先立って成立した高額献金の規制法は統一教会を標的にしていた。この規制法と「Q&A」に関しては政府・与党側の対応がある程度まで評価して良い。しかし「Q&A」で気がかりな問題のひとつは、創価学会 2 世が声をあげてきた「望まぬ政党（＝公明党）やその候補者への投票を実質的に強制されてきた、少なくとも強く求められてきた」という問題が虐待の対象として規定されなかったという点にある。政府・与党側に公明党が入っていることから、「Q&A」でこの問題が無視されたと考えられる。加えて言えば、「Q&A」の全体の方向性は評価できるにせよ、通達内容の実効性を高めるためにも、法整備を進めることが課題として残されている。

3.2. 子どもたちにどう教えるか

それぞれの教育関係者は「宗教リテラシー」を発揮して、この通達を教育現場で活かす必要がある。だが、その困難の本質について、通達のうちに含まれているつぎの記述がすでに伝えている。「宗教等に関する

児童虐待を受けている可能性のある児童については、保護者から宗教等の教義に基づく考えや価値観の影響を強く受けている場合があるため、自らの置かれている状況を問題として認識し訴えることが難しい場合がある。置かれている状況を客観的にアセスメントし、児童虐待があると疑われる場合には、児童本人や保護者に対して、児童虐待の定義に基づいて説明、指導を行うことが必要である。ただし、宗教等の教義に基づく児童への親の行為や考えについて指導によっても改善することが困難である場合も想定され、また、指導等を行ったことを契機として、保護者による児童虐待行為がエスカレートすることや、宗教団体等から家庭に対する働きかけが強まること等も懸念されることから、児童の安全の確保を最優先とし、必要な場合には躊躇なく一時保護等の対応を取ることが必要である。また、これらの対応を検討するに当たっては、〔略〕専門機関等の助言も得つつ行うことが重要である〕。

さらなる難点を江川紹子が指摘している。「現実には、現場が悩むケースが多いのではないか。なぜなら、「地獄」や「悪魔」を語って恐怖させ、活動を「強制」「強要」という、露骨で分かりやすいケースばかりではないからだ。／えてして「地獄の恐怖」は、信仰すれば救われるという「救済の甘美」や周囲の大人の称賛と一体で心にすり込まれる。物心つく前からそうやって育てられてきた子供には、いちいち「脅し」の言葉を浴びせなくても、大人が柔らかく「こうした方がいいかもしれませんね」と言うだけで、十分に意思や行動を縛る圧力として機能する。／特に心理的虐待は、一般的な「虐待」イメージにとらわれると、判断が難しいだろう。今後は、できるだけ多くの「2世」に聞き取りをして、「2世」を苦しめたり、その心を縛る「脅し」の実情をよく調査し、それを現場が共有できるようにしてほしい²⁴⁾。

小学校・中学校の教育現場でまず取りくむべきは、子どもが「SOS」を出せるようにすることだろう。困った状況に置かれた子どもたちは、多くの場合、じぶんの困り具合を的確に発信することができない。おとなであっても、拒絶されたり非難されたりすることを恐れて、苦境に置かれたときにSOSを出せない人は多い。そうして行きつく先は、子ど

もでもおとなでも精神疾患、引きこもり、反社会的行為、最悪の場合は自殺となる。

筆者はマスメディアに出演するたびに、小中学校で「宗教に困ってる子、いませんか」と呼びかけるたぐいの啓発用ポスターが掲示されるようになってほしいと主張してきた。法務省は 2006 年度から、全国の小中学校で「こどもの人権 SOS ミニレター」を配布し、いじめ、体罰、家庭内暴力などに関する児童・生徒の悩みを収集・対応してきたが、2023 年度には収集する問題として「親の宗教のことで悩んでいる」が追加された。きわめて肯定的に評価すべきことで、書きこまれた内容に教員たちが敏感に対応してくれることを望む。

高校生や大学生の授業では、「宗教リテラシー」に関する教育を、討論または意見交換という形でクラスのなかで実施してはどうか。筆者はこれまで、新宗教にせよ伝統宗教にせよ、現代日本人の一般の価値観から乖離した教義や歴史的解釈を含んでいるのだから、未成年には危険な面があり、その点で一八歳未満には不適切ではないか、という「宗教 R18 + 論」を問題提起してきた²⁵⁾。これは本気の主張というより思考実験のテーマとしての提案だが、識者であってもしばしば賛成してくれる。

子どもたちに「宗教 R18 + 論」を討論または意見交換をさせるとして、必ずしも成否の決着をつけるものではなくても良い。場合によっては、「ネガティブ・ケイパビリティ」の考え方を指導案に含めて良いだろう。ネガティブ・ケイパビリティとは、ジョン・キーツが述べた概念で、不確実なものに出くわしたときに、かんたんに答えを出そうとするのではなく、むしろそのような問いに対する明確な答えに懐疑的であることに耐えていく力のことだ²⁶⁾。もちろん、この考え方を盾にして、なんでも問題を「宙吊り」にして逃避するのは筋違いだが、問題をよく吟味しつつ、安易に「神」「正義」「真理」などに救いを見いだす態度も、それを安易に否定する態度も両方を相対化できるようになるならば、総合的思考力を涵養するという点で教育的利益が大きい。

4. 著名人・知識人・研究者のリテラシー

4.1. 人権と信教の自由

ハンナ・アーレントは、1949年のエッセイ「唯一の人権のみが存在する」で、人権を「自由と正義という市民権よりもはるかに根源的なもの」と規定し、その「窃盗」に警戒を促している。人権の窃盗とは、アーレントによると、「その人の意見が単独で重みを持ち、その人の行動が実効性を発揮するような世界での居場所を奪うことによって遂行される」²⁷⁾。宗教2世とは、教団や親によってこの「人権の窃盗」の被害を受けた人々だ。

「人権」という言葉は手垢にまみれすぎて、人々の注目を引きにくくなっている。筆者がある識者と対談した際、宗教2世問題の解決のために、宗教よりも人権が優先されることが改めて確認されなければならない、と主張したところ、相手は公然と笑って「人権？」と皮肉っぽく口にした。識者はフェミニスト系の論者だったが、このような態度で女性の人権を守ることはできるのだろうか、ということが不安になった。

人権とは、人間の人間による人間のための権利だ。敷衍すれば、人間が所有する、人間が実現する、人間を目的とした人類にとっての至上の権利だ。人権が、地球上の各時代の諸民族をとおして、普遍的に支持されてきた権利ではないことは認める。むしろ、多くの時代と地域で人権は存在しなかった。人権は数百年前からヨーロッパで局所的に形成され、その後、欧米の世界侵略によって地球各地に波及した問題含みの権利だ。それでも、筆者は人権とは人類最高の発明品だと主張したい。

宗教では、多くの場合、神や仏や大宇宙の意志の「権威」が「人権」よりも優先される。日本国憲法で保障された「信教の自由」を掲げることは、いまもむかしも問題ある宗教団体の常套手段だ。たしかに日本国憲法の第20条第1項には、「信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。いかなる宗教団体も、国から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない」とある²⁸⁾。しかし、これは親や教団が信教の自由を盾にして、じぶんたちの信仰心を子どもに押しつけて良いということ在意

味しない。同第2項には「何人も、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを強制されない」とあること、つまり「信じない自由」が保障されていることは、無視されてはならない。

加えて、同第11条第1項に記された「国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与えられる」とある。子どもは「現在国民」の一員であるとともに、「将来の国民」でもあるから、基本的人権が与えられている。加えて「児童の権利条約」には、すでに引用したとおり、「宗教の自由」について「児童の権利を尊重する」とあった。子どもたちに宗教の自由を与えないのは、憲法違反かつ条約違反だ。

このような明白な正義があり、その正義が侵されているにもかかわらず、多くの著名人、知識人、研究者は宗教2世問題を黙って見過ごし、弱者の救済に乗りださない。いまこそじぶんたちの不名誉を恥じ、宗教2世問題に関して積極的に発言すべきだ。

4.2. 弱者のための反カルト法

2001年、フランスでは「人権と基本的自由を侵害するセクト的動きの予防と抑制を強化するための法律」が制定された。これが日本で「セクト規制法」「反カルト法」などと呼ばれて、統一教会と宗教2世に関する報道でたびたび話題になった²⁹⁾。

金塚オーバン彩乃によると、この「セクト規制法」の第20条に「無知あるいは脆弱な状況を不正に濫用する罪」が含まれ、子どもの強制的入信が禁止されている。2007年、フランスで民法典などの改正がおこなわれ、行政や司法は子どもの「虐待」自体だけでなく、虐待を含めた「リスク」にも介入できるようになり、予防的な関与が可能になった。さらに付言すれば、従来からフランス法では、個人が団体のためにおこなった犯罪の場合、日本の法とは異なって、個人だけではなく法人も処罰することができる³⁰⁾。

金塚は、フランスのセクト対策が万能ではないとしても、広く被害者

救済をめざしていると指摘し、次のように述べる。「法は何よりも弱い立場にある人を守るという理念が共有されることで、対処療法的ではない、より広い取り組みが可能となる。子供や宗教二世と呼ばれる人々が置かれている状況を考えるとき、このような法の役割を問い直すことは何よりも必要である。それによってはじめて、包括的で一貫性のある対策を打ち出すことができるように思われる」³¹⁾。

このようなフランスの「セクト規制法」を日本でも実施する可能性が、日本でもっと議論されてしかるべきと考える。それが著名人・知識人・研究者らが社会問題に関して宗教リテラシーを発揮するということだ。

5. おわりに

長年にわたって宗教2世は苦しんできた。銃撃事件がこの状況を偶然に可視化できたものの、事件がなかったら、筆者たちの苦しみは社会から無視されて、無名のものとして消されつづけたはずだ。宗教2世のひとりとして、問題が可視化された事実を大切に活かしながら、活動を続けていきたい。先に述べたように、マスメディアはもはやほとんど宗教2世問題について報道せず、「被害者救済法案」の可決と「Q&A」の通達によって、社会問題として「終わった」かのような扱いを見せている。いまこそ医療職・心理職にとっての、学校・教育関係者にとっての、著名人・知識人・研究者にとっての「宗教リテラシー」を期待したい。

付記

本論文は「宗教2世問題に関する現在の論点——登壇者による自助グループ活動の報告を交えて」として、第39回日本社会病理学会大会（2023年9月6日）のテーマセッション「宗教現象の現在と社会病理——新宗教をめぐる問題を中心に」で発表した内容を改稿して成立した。

注

- 1) 塚田徳高「[宗教 2 世]問題の基礎知識」、塚田徳高／鈴木エイト／藤倉義郎『だから知ってほしい「宗教 2 世」問題』筑摩書房、2023 年、16 頁。
- 2) 塚田 (2023)、19-20 頁。
- 3) 荻上チキ編著『宗教 2 世』太田出版、2022 年、49 頁。
- 4) 越高陽介「仏飯を食べたらお坊さんにならなければいけないのか——お寺の 2 世問題」、塚田／鈴木／藤倉 (2023)、358-359 頁。
- 5) 櫻井義秀「[カルト]対策としての宗教リテラシー教育」(『現代宗教 2007 特集・宗教教育の地平』国際宗教研究所編、秋山書店、2007 年)、317-318 頁。
- 6) 山中弘／藤原聖子編『世界は宗教とこうしてつきあっている』弘文堂、2013 年、234 頁。
- 7) 島蘭進「今、求められる「宗教リテラシー」を身につける 島蘭進さんが語る、宗教と「救い」(1)」NHK 出版デジタルマガジン、2023 年 3 月 25 日 (<https://mag.nhk-book.co.jp/article/26415>)。ウェブサイト情報の閲覧日は 2023 年 10 月 13 日。以下、すべて同様。
- 8) 岸見一郎／古賀史健『嫌われる勇気——自己啓発の源流「アドラー」の教え』ダイヤモンド社、2013 年、28-32 頁。
- 9) 國分恭子／松本和紀「精神病におけるトラウマ——最近の研究の概観」(『トラウマティック・ストレス』15 (1) 号、2017 年)、39 頁。
- 10) 横道誠編『みんなの宗教 2 世問題』晶文社、2023 年 a、171-172 頁。
- 11) “6B40 Post traumatic stress disorder,” in: *ICD-11 for Mortality and Morbidity Statistics* (Version: 01/2023) (<https://icd.who.int/browse11/l-m/en#>, <http://id.who.int/icd/entity/2070699808>)
- 12) “6B41 Complex post traumatic stress disorder,” in: *ICD-11 for Mortality and Morbidity Statistics* (Version: 01/2023) (<https://icd.who.int/browse11/l-m/en#>, <http://id.who.int/icd/entity/585833559>)
- 13) 横道 (2023a)、173-174 頁。
- 14) 野坂祐子『トラウマインフォームドケア——“問題行動”を捉えなおす援助の視点』日本評論社、2019 年、78 頁。
- 15) 三谷はるか『ACE サバイバー——子ども期の逆境に苦しむ人々』筑摩書房、2023 年、46 頁。
- 16) 三谷 (2023)、56-57 頁。
- 17) Bessel van der Kolk, “Developmental Trauma Disorder: Toward a Rational Diagnosis for Children with Complex Trauma Histories,” in: *Psychiatric Annals*,

- 35 (5), 2005, pp. 401-408.
- 18) ボウルビィ『母と子のアタッチメント——心の安全基地』、二木武監訳、庄司順一ほか訳、医歯薬出版、1993年、14-15、178-179頁。
 - 19) 野坂 (2019)、75-76頁。
 - 20) 亀岡智美編『実践トラウマインフォームドケア——さまざまな領域での展開』日本評論社、2022年、24頁。
 - 21) 横道誠『唯が行く！——当事者研究とオープンダイアログ奮闘記』金剛出版、2022年、35頁。
 - 22) 以下、「Q&A」の引用は、いずれもオンラインに公開された通達文書 (https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/a176de99-390e-4065-a7fb-fe569ab2450c/e8642586/20230401_policies_jidougyakutai_14.pdf) からおこなう。文書にはページ番号が振られていないため、以下ではいちいち注をつけない。
 - 23) 「「児童の権利に関する条約」全文」、外務省 (<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaikou/jido/zenbun.html>)
 - 24) Yahoo! JAPAN ニュース「江川紹子」、2022年12月26日 (<https://news.yahoo.co.jp/profile/commentator/egawashoko/comments>)
 - 25) 荻上編著 (2022) 271-272頁。横道 (2023a) 277-278頁。横道誠編著『信仰から解放されない子どもたち——宗教2世に信教の自由を』明石書店、2023年b、159-162頁。
 - 26) 帯木蓬生『ネガティブ・ケイパビリティ——答えの出ない事態に耐える力』朝日新聞出版、2017年、3頁。
 - 27) Hannah Arendt, “Es gibt nur ein einziges Menschenrecht”, in *Die Wandlung*, 4. Jg., Herbstheft 1949, S. 759.
 - 28) 「日本国憲法」、衆議院 (https://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_annai.nsf/html/statics/shiryo/dl-constitution.htm)。以下の憲法の引用もすべてここから。
 - 29) 日本やアメリカで一般に「カルト」と呼ばれているものは、ヨーロッパで「セクト」と呼ばれるものほとんど同じと理解して良い。
 - 30) 金塚オーバン彩乃「フランスのセクト対策とその理念」、塚田／鈴木／藤倉 (2023)、132、133-134、141-142頁。
 - 31) 金塚 (2023)、148頁。